

件名	愛媛県看護職員修学資金貸与条例等の一部を改正する条例
主管課	医療対策課、人事課、障害福祉課
根拠法令等	障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年12月10日公布・平成24年4月1日ほか施行）
<p>【改正の概要】</p> <p>児童福祉法及び障害者自立支援法の一部改正（平成24年4月1日までの政令で定める日又は平成24年4月1日施行）に伴う次に掲げる条例の規定整備</p> <ol style="list-style-type: none"> 愛媛県看護職員修学資金貸与条例 児童福祉法の引用条項ずれ（2段階） … 、 〃 の障害児入所施設の一元化に伴う規定整備 … 愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例 障害者自立支援法の引用条項ずれ（2段階） … 、 愛媛県視聴覚福祉センター管理条例 障害者自立支援法の引用条項ずれ … 児童福祉法第62条の3の規定に基づく過料に関する条例 児童福祉法の引用条項ずれ（2段階） … 、 愛媛県立子ども療育センター使用料及び手数料条例 児童福祉法の引用条項ずれ（2段階） … 、 〃 の障害児通所サービス関係事務の市町村への移管に伴う規定整備 … 障害者自立支援法の引用条項ずれ（2段階） … 、 	
施行日	、 、 、 、 、 、 平成24年4月1日 公布の日 、 、 、 、 、 平成24年4月1日までの政令で定める日
<p>【その他参考事項】</p> <p>障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律</p> <ul style="list-style-type: none"> 趣旨 障害保健福祉施策の見直しを行う平成25年8月までの間の過渡的な措置をとるもの（内閣に設置された障がい者制度改革推進本部等において施策の見直しが行われている。） 利用者負担の見直し 定率負担（サービス費の1割） 応能負担（支払能力に応じた負担） 障害者の範囲の見直し 発達障害が法の対象となることを明確化 相談支援の充実 地方公共団体における支援体制の強化 施設入所者等の地域生活への移行支援を制度化 障害児支援の強化 施設サービスの一元化及び通所サービスの市町村への移管 地域における自立した生活のための支援の充実 視覚障害者に対する外出時における移動の便宜を供与する「同行援護」サービスの創設 共同生活介護（グループホーム）・共同生活援護（ケアホーム）の利用助成を創設 	